

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会理事会設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会（以下「委員会」という。）の運営等について協議、調整を行うため、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会理事会（以下「理事会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 理事会は、各常任委員長、議会運営委員長及び副委員長並びに交渉会派から推薦のあった委員2人をもって構成する。

2 理事会の座長は、委員会において選任する。

(会議)

第3条 理事会は、座長が招集する。

2 座長に事故があるときは、予め座長が指名する理事が座長の職務を行う。

3 座長は、必要があると認めるときは、理事会の構成委員外の委員の出席を求めることができる。

(協議事項等)

第4条 理事会は、委員会の運営、意見書及び提言内容等に関する協議、調整を行う。

(報告)

第5条 座長は、理事会で協議、調整した結果を必要に応じて委員会に報告するものとする。

(設置期間)

第6条 理事会は、委員会が審査終了を議決するまで存置するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、理事会の運営に必要な事項は、理事会において協議のうえ決定する。

附則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。